법무부 출입국·외국인정책본부
KOREA IMMIGRATION SERVICE, MINISTRY OF JUSTICE

大韓民国に向けた力強い第一歩

移住者社会統合支援
プログラムの紹介

법무부 출입국·외국인정책본부
KOREA IMMIGRATION SERVICE, MINISTRY OF JUSTICE

JAPANESE

大韓民国法務部は、
移住者が大韓民国で希望を持ち夢を叶えられるよう、
社会統合支援プログラムを運営しています。

移住者早期適応プログラム

移住者早期適応プログラムは、大韓民国に初めて入国する外国人が韓国社会に早く適応するのに必要な基礎法、生活情報等を習得できるようお手伝いしています。

移住者早期適応
プログラム

移住者早期適応プログラムは、訪問就業の外国国籍同胞、外国人芸能人、結婚移住者、外国人留学生、呼び寄せ中途入国子女等、初めて入国する外国人が安心して韓国に適応できるよう支援しています。

訪問就業の外国国籍同胞

教育対象　訪問就業(H-2)資格で外国人登録をしようとする外国国籍同胞

* 外国人登録の前に早期適応プログラムに必ず参加しなければならない。

教育内容　大韓民国基礎法・秩序、韓国社会適応情報、出入国関連法規定、韓国定着情報等、3時間で構成

教育機関　外国人支援団体(63箇所)*　及び出入国・外国人庁(事務所)

* 社会統合情報網(www.socinet.go.kr)資料室にて名簿の確認可能。

申請方法　社会統合情報網(www.socinet.go.kr)にアクセスし会員登録のうえ、早期適応プログラムへの参加を申込む。

外国人芸能人

教育対象　ホテル・遊興(E-6-2)資格で入国した外国人芸能人

* 外国人登録の前に早期適応プログラムに必ず参加しなければならない。

教育内容　大韓民国基礎法・秩序、韓国社会適応情報、人権保護等、3時間で構成

教育機関　全国16箇所の出入国・外国人庁（事務所）（ソウル、ソウル南部、釜山、仁川、水原、済州、大邱、大田、麗水、楊州、蔚山、光州、昌原、春川、清州、全州）

申請方法　訪問就業資格の外国国籍同胞と申請方法同一

結婚移住者

教育対象 結婚移民(F-6)の資格で入国した外国人と彼らの家族

教育内容 大韓民国基礎法·秩序、韓国社会適応情報、先輩移住者との触れ合い(メントリング)、家族間相互理解等、3時間で構成

教育機関 出入国・外国人庁（事務所）、外国人支援センター、多文化家族支援センター等

申請方法 訪問就業資格の外国国籍同胞と申請方法同一

外国人留学生

教育対象 留学(D-2)、語学研修(D-4-1)、その他の在留資格で留学中である外国人

教育内容 大韓民国基礎法・秩序、韓国社会適応情報、留学生活必須情報等、3時間で構成

教育機関 大学等、留学生早期適応支援センター39箇所*

* 社会統合情報網(www.socinet.go.kr)資料室にて名簿の確認可能

教育日程 大学の学期が始まる前後

申請方法 訪問就業資格の外国国籍同胞と申請方法同一

移住者早期適応
プログラム

外国人密集市街地の居住者

教育対象 外国人密集市街地*に長期在留している外国人

* 外国人が7,000人以上居住する基礎地方自治団体

教育内容 大韓民国基礎法・秩序、韓国社会適応情報

教育機関 密集市街地早期適応支援センター21箇所*

* 社会統合情報網(www.socinet.go.kr)資料室にて名簿の確認可能。

教育日程 月1回の実施を原則とする。(教育需要に応じて運営)

申請方法 訪問就業資格の外国国籍同胞と申請方法同一

呼び寄せの中途入国子女

教育対象 滞在資格に関係なく家族と一緒に韓国に移住し滞在中の未成年外国人

教育内容 大韓民国基礎法・秩序、韓国社会適応情報、将来の進路(学校教育制度及び職業教育制度の紹介)等、3時間で構成

教育機関 予備学校、フリースクール及び呼び寄せの中途入国子女の支援団体のうち希望機関*

* 社会統合情報網(www.socinet.go.kr)資料室にてリストの確認が可能

教育日程 月1回実施を原則とする(教育の需要により柔軟な運営)

申請方法 訪問就業資格の外国国籍同胞と申請方法同一

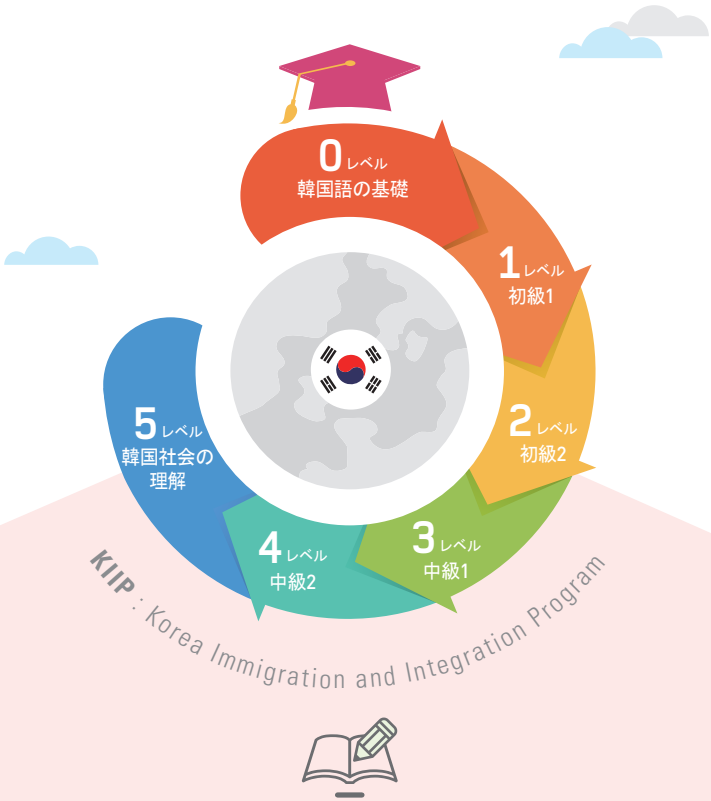

移住者
社会統合プログラム

移住者社会統合プログラムは、在韓外国人が韓国社会の構成員として暮らしていくうえで必要な基本的素養(韓国語と韓国文化等)を身につけられるようお手伝いしています。

教育過程の構成

❶ 韓国語と韓国文化(0レベル～4レベル)： 415時間
❷ 韓国社会の理解(5レベル)： 70時間

	0レベル(基礎)	1レベル(初級1)	2レベル(初級2)	3レベル(中級1)	4レベル(中級2)	5レベル	
過程	韓国語の基礎	韓国語と韓国文化				韓国社会の理解	
履修時間	15時間	100時間	100時間	100時間	100時間	基本	深化
						50時間	20時間
レベルテストの点数	口述3点未満(筆記点数関係なし)	3点～20点	21点～40点	41点～60点	61点～80点	81点以上	–

※ レベルテストの結果によりクラス分けを行う。

参加対象者

❶ 外国人登録証または国内居所申告証を所持した大韓民国に合法的に在留する外国人
❷ 大韓民国の国籍を取得した日から3年以内の国民

申請方法

❶ 社会統合情報網(www.socinet.go.kr)に会員登録の後、メニューの「社会統合プログラム」申請欄で参加申請した後、レベルテストを受ける必要がある。
※ 但し、参加申請の際に0レベルから参加予定の方、またはTOPIK連携など他のレベルテストを受けた方に対しては、レベルテストの省略可能
❷ 試験の前に‘マイページ’で受付表をプリントアウトし身分証と共に持参し試験を受ける

履修の特典

❶ 帰化許可審査の際、総合評価及び面接審査の免除
※ 但し、面接審査の免除は帰化用総合評価の合格者(60点以上取得した者)に限る。
❷ 永住申請の際、基本素養を備えた者と認定
❸ 在留資格の変更及び査証の申請の際、加点等点数を付与、韓国語能力を証する要件の免除等

China

Vietnam

Philippines

Cambodia

Mongolia

Uzbekistan

Thailand

内国人のための
国際結婚案内
プログラム

国際結婚案内プログラムは、国際結婚により外国人配偶者を招待しようとする人が国際結婚に対する正しい認識を持ち健全な結婚生活が営めるようお手伝いしています。

国際結婚案内プログラムとは?

韓国国民のうち国際結婚を希望する者又は既に国際結婚をした状態で外国人配偶者を招待しようとする者を対象に国際結婚に対する理解度を高め幸せな家庭生活が営めるようサポートする情報提供プログラムです。

配偶者の対象国家：
中国、ベトナム、フィリピン、カンボディア、モンゴル、ウズベキスタン、タイの7ヶ国

※ 履修免除の対象：配偶者の国又は第３国で45日以上続けて在留しながら交際事実を立証できるもの、外国人配偶者が大韓民国で外国人登録をし、91日以上、合法的に在留しながら招待者と交際した事実を立証できるもの、妊娠・出産、その他の人道的な考慮が必要だと認められるもの。

教育課程の構成

❶ 国際結婚関連国の現地での制度・文化・しきたり情報などの紹介
❷ 結婚査証の発行手続き及び審査基準などの政府政策の説明
❸ 市民団体の相談・被害事例及び結婚移民者又は韓国人配偶者の経験談の紹介
❹ 人権教育（夫婦間の人権尊重及び葛藤解消のための努力、DV防止等）

運営日時及び場所

❶ 運営日時：毎月第1週又は第三週水曜日
❷ 運営場所：全国15箇所出入国・外国人庁（事務所）（移民統合支援センター）

※ 出入国・外国人庁（事務所）の都合により変更もありうるので社会統合情報網のホームページ（掲示板/お知らせ）を参考又は出入国・外国人庁（事務所）移民統合支援センターにお問合せください。

申請方法

社会統合情報網（www.socinet.go.kr）に会員登録した後、メニューの「国際結婚案内プログラム」の申請欄で参加の申込み。

連絡先

出入国・外国人庁（事務所）移民統合支援センターの連絡先

※ 最後のページ参照

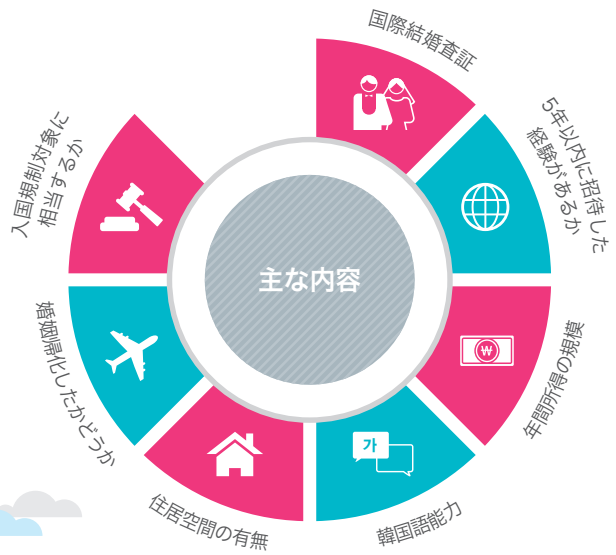

結婚移民査証発行の審査基準案内

健全な国際結婚を促すため、
国際結婚当事者が結婚移民査証の発給基準をすぐに
理解できるよう情報を提供しています。

F-6

国際結婚に関する留意事項

国際結婚仲介業者等を通じて短期間で国際結婚をしようとする場合、該当する外国人が下記の通りビザ発行要件を満たしているか必ず確認した後、婚姻手続きを進めるべし。

主な内容

❶ 招待人が過去5年以内に他の外国人を結婚同居の目的で招待した事実があるか。過去5年以内**1回に限る**。

❷ 招待人の年間所得が法務部長官が毎年告示している世帯別**所得要件***を満たしているかどうか

* 2018年所得要件基準額

2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
17,082,582 ウォン	22,098,900 ウォン	27,115,212 ウォン	32,131,524 ウォン	37,147,842 ウォン

※ 基準額は家族の構成人数により増え、毎年変動するので詳細はホームページをご参照ください（www.hikorea.go.kr – お知らせ – 公示事項）

❸ 招待された外国人が**基礎レベル以上の韓国語ができるかどうか**。但し、夫婦間の意思疎通が可能であると判断される場合は要件を免除する。

– 教育部国立国際教育院が主管する**韓国語能力試験(TOPIK) 初級1級**の取得又は在外公館の長が法務部長官の承認を受け指定した教育機関で行う**初級水準の韓国語教育課程**（例：文化体育観光部・世宗学堂の初級1級過程）の履修等多様な方法で基礎水準以上の韓国語ができるかを確認

※ 招待者が招待された外国人の母国語の教育過程を修了した場合、インセンティブを給付
- 韓国内で婚姻申告をしてから、3カ月以上の期間にかけて総計80時間以上の教育課程を修了した場合
- ① 法務部長官の承認を受けた場合、結婚移民のビザ発行条件の一部を緩和、② 招待された外国人が、教育機関での教育修了に必要な評価試験の成績を多少満たしていない場合でも、韓国語の駆使レベルを領事が直接評価する機会を拡大して付与。

❹ 夫婦が共に居住できる**正常な住居空間を確保してるかどうか**

※ 考試院（韓国の宿泊施設の一種）や街道沿いのホテル等は一般的な夫婦が持続して居住できる空間と見なさない。

❺ 招待する国民が大韓民国に婚姻帰化（国籍法第6条第2項第1号、第２号のみ該当）した場合、帰化した日から3年が経過したかどうか

❻ この他にも婚姻の真正性、両当事国の法律による婚姻の成立可否、健康状態及び犯罪経歴情報等を互いに共有したか、外国人が入国規制の対象であるかどうか等を審査

移民者が必ず知って おくべき情報

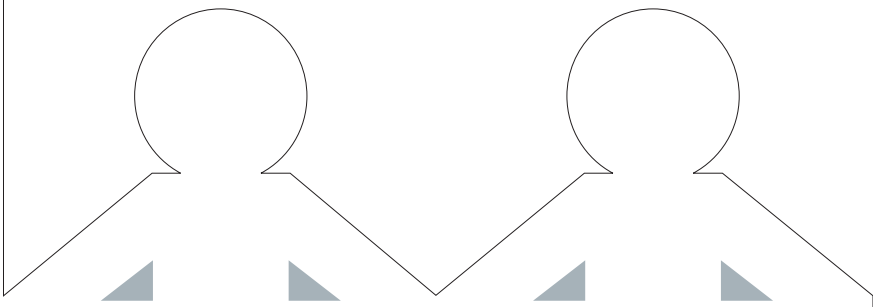

社会統合情報網 www.socinet.go.kr

- 国際結婚案内・早期適応プログラム・社会統合プログラム等各種社会統合教育情報の提供及び教育申請の窓口

外国人のための電子政府ホームページ www.hikorea.go.kr

- 出入国・外国人庁(事務所)訪問予約、再入国許可、在留期間の延長許可等の電子請願での申請、各種在留関連の情報提供
- 韓国語・英語・中国語等3つの言語で運営

外国人総合案内センター ☎ 1345 Immigration Contact Center

- 在韓外国人の国内生活適応に必要な相談窓口と情報案内をオンラインと電話を使って言語の壁を無くして提供している「多国語相談案内」である。
- 専門相談員が20の言語で電話相談及び第3者通訳サービスを提供。
  - **相談時間** : 平日 09:00~22:00、土曜日・祭日は除く
  - **相談業務** : 出入国手続き、外国人登録、在留期間延長、招待、国籍取得などの相談
  - **相談可能な外国語** : 英語、中国語、日本語、タイ語、ベトナム語、モンゴル語、ロシア語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、アラブ語、スリランカ語等の20ヶ国語

全国の移民統合支援センター連絡先

出入国・外国人庁(事務所)	電話
ソウル出入国・外国人庁	02-2650-6216~7
ソウル南部出入国・外国人事務所	02-2650-4613
釜山出入国・外国人庁	051-461-3084
仁川出入国・外国人庁	032-890-6411
水原出入国・外国人庁	031-695-3821~2
済州出入国・外国人庁	064-741-5446
大邱出入国・外国人事務所	053-980-3558
大田出入国・外国人事務所	042-220-2190
麗水出入国・外国人事務所	061-689-5516~7
楊州出入国・外国人事務所	031-828-9487
蔚山出入国・外国人事務所	052-279-8029
光州出入国・外国人事務所	062-605-5210
昌原出入国・外国人事務所	055-981-6021
春川出入国・外国人事務所	033-269-3215
清州出入国・外国人事務所	043-235-4905
全州出入国・外国人事務所	063-249-8603